

労働者ノ力ニ依リテ被達國産ナル天野時計会社トシテ在ルル者ナリ以テ
 識ハ單ニ此種在ニ依ルル者ニシテモニ此種ノ國産品ニテモ同題ナル故
 如何ナル儀此種ノ物ヲモト取テ被達抗争スルニシテアル云々

労社第一六五〇號

昭和六年四月二十七日

警視總監 高橋 守 雄

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官 殿

6. 5. 1
 2403

天野時計寶飾品株式会社ノ労働争議ニ関スル件(第七報)

要旨：争議開始ハ二十三日日本都ヲ京橋ニ安女町林ビル内ニ移轉セリ
 会社側ハ二十三日重役會議ヲ開催シテ方針ヲ決定セルカ態度強硬

標記労働争議ノ其後ノ経過左記ノ通

一 争議開始ノ情勢

争議開始ニアリテハ会社カ工場ヲ閉鎖シタル為後來ノ争議開始